

令和5年9月1日開会

✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱

令和 5 年 第 3 回

杵築市議会定例会議案

❖ ❖

目 次

議案第 4 2 号	令和 4 年度杵築市一般会計歳入歳出決算認定について	－ 決 算 書 1 ペ ー ジ －
議案第 4 3 号	令和 4 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について	－ 決 算 書 270 ペ ー ジ －
議案第 4 4 号	令和 4 年度杵築市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	－ 決 算 書 281 ペ ー ジ －
議案第 4 5 号	令和 4 年度杵築市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	－ 決 算 書 302 ペ ー ジ －
議案第 4 6 号	令和 4 年度杵築市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	－ 決 算 書 311 ペ ー ジ －
議案第 4 7 号	令和 4 年度杵築市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	－ 決 算 書 334 ペ ー ジ －
議案第 4 8 号	令和 4 年度杵築市水道事業会計決算認定について	－ 公 営 企 業 会 計 決 算 書 1 ペ ー ジ －
議案第 4 9 号	令和 4 年度杵築市工業用水道事業会計決算認定について	－ 公 営 企 業 会 計 決 算 書 35 ペ ー ジ －
議案第 5 0 号	令和 4 年度杵築市下水道事業会計決算認定について	－ 公 営 企 業 会 計 決 算 書 57 ペ ー ジ －

- 議案第 5 1 号 令和 4 年度杵築市立山香病院事業会計決算認定について
－ 公 営 企 業 会 計 決 算 書 87 ペ ー ジ －
- 議案第 5 2 号 令和 5 年度杵築市一般会計補正予算（第 5 号）
－ 補 正 予 算 書 1 ペ ー ジ －
- 議案第 5 3 号 令和 5 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 1 号）
－ 補 正 予 算 書 7 ペ ー ジ －
- 議案第 5 4 号 令和 5 年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
－ 補 正 予 算 書 13 ペ ー ジ －
- 議案第 5 5 号 令和 5 年度杵築市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
－ 補 正 予 算 書 17 ペ ー ジ －
- 議案第 5 6 号 令和 5 年度杵築市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
－ 補 正 予 算 書 21 ペ ー ジ －
- 議案第 5 7 号 令和 5 年度杵築市水道事業会計補正予算（第 2 号）
－ 補 正 予 算 書 25 ペ ー ジ －
- 議案第 5 8 号 令和 5 年度杵築市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
－ 補 正 予 算 書 27 ペ ー ジ －
- 議案第 5 9 号 令和 5 年度杵築市立山香病院事業会計補正予算（第 1 号）
－ 補 正 予 算 書 29 ペ ー ジ －

- 議案第 6 0 号 杵築市印鑑条例の一部改正について
－ 議 案 書 5 ペ ー ジ －
- 議案第 6 1 号 杵築市分担金徴収条例の一部改正について
－ 議 案 書 8 ペ ー ジ －
- 議案第 6 2 号 杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
について
－ 議 案 書 10 ペ ー ジ －
- 議案第 6 3 号 杵築市立山香病院薬剤師修学資金の貸与に関する条
例の制定について
－ 議 案 書 12 ペ ー ジ －
- 報告第 3 1 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
健全化判断比率の算定について
－ 議 案 書 15 ペ ー ジ －
- 報告第 3 2 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
資金不足比率の算定について
－ 議 案 書 16 ペ ー ジ －
- 報告第 3 3 号 公益社団法人杵築市地域活性化センターの経営状況
について
－ 議 案 書 18 ペ ー ジ －
- 報告第 3 4 号 株式会社きっとすきの経営状況について
－ 議 案 書 20 ペ ー ジ －
- 報告第 3 5 号 放棄した債権の報告について
－ 議 案 書 22 ペ ー ジ －
- 報告第 3 6 号 専決処分の報告について
－ 議 案 書 24 ペ ー ジ －

議案第 6 0 号

杵築市印鑑条例の一部改正について

杵築市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市印鑑条例の一部を改正する条例

杵築市印鑑条例（平成１７年杵築市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項に次のただし書を加える。

ただし、登録者が自ら電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号。以下「公的個人認証法」という。）第２２条第７項の規定による同条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書（以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」という。）の提供を受けた個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を提示して当該申請をする場合は、登録証を提示することを要しない。

第１２条第２項中「、登録証」を「、当該申請書と登録証又は暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成１５年総務省令第１２０号）第４２条第２項の規定により設定された暗証番号をいう。以下同じ。）の入力により有効性が確認された個人番号カード」に改める。

第１２条の２を次のように改める。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

第１２条の２ 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登録者は、当該各号に定める方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

- （１） 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の提供を受けた登録者 個人番号カードを用いて、多機能端末機（

個人番号カード又は電気通信事業法（昭和５９年法律第
８６号）第１２条の２第４項第２号ロに規定する移動端
末設備（公的個人認証法第３５条の２第１項に規定する
移動端末設備用利用者証明用電子証明書（次号において
「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」という。）
を記録した同条第４項の電磁的記録媒体が組み込まれた
ものに限る。次号において「移動端末設備」という。）
を用いて、交付を受けることができる民間事業者等が設
置した端末機をいう。次号において同じ。）に個人番号
カード用利用者証明用電子証明書に係る暗証番号を入力
する方法

- （２） 移動端末設備用利用者証明用電子証明書の提供を受け
た登録者 移動端末設備を用いて、多機能端末機に移動
端末設備用利用者証明用電子証明書に係る暗証番号を入
力し、又はこれに代わる認証を行う方法

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第１２条
第１項にただし書を加える改正規定及び同条第２項の改正規定は、
令和５年１０月１日から施行する。

議案第 6 1 号

杵築市分担金徴収条例の一部改正について

杵築市分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市分担金徴収条例の一部を改正する条例

杵築市分担金徴収条例（平成１７年杵築市条例第８６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第５号を次のように改める。

（５） 光化未整備地区通信基盤整備事業

第２条第１項中第６号を削り、第７号を第６号とし、第８号から第１２号までを１号ずつ繰り上げる。

別表中

「

通信基盤事業	総経費の１００分の１００	通信事業
電気通信格差是正事業	加入者１世帯当たり３万円	テレビ難視聴

」

を

「

光化未整備地区通信基盤整備事業	事業費の１００分の３３	F T T H化事業
-----------------	-------------	------------

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 2 号

杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
について

杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日 提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成１７年杵築市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

附則第４項の前の見出し及び同項から第６項までを削る。

附 則

この条例は、令和５年１０月１日から施行する。

議案第 6 3 号

杵築市立山香病院薬剤師修学資金の貸与に関する条
例の制定について

杵築市立山香病院薬剤師修学資金の貸与に関する条例を次のよ
うに定める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市立山香病院薬剤師修学資金の貸与に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、杵築市立山香病院（以下「市立病院」という。）の薬剤師の充足に資するため、将来市立病院において薬剤師の業務に従事しようとする者に対し、修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸与し、もって市立病院における薬剤師の確保を図ることを目的とする。

(貸与を受ける対象者)

第2条 病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者に対し、無利息で規則で定める額の修学資金を貸与することができる。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第87条第2項に規定する大学の薬学を履修する課程に進学又は在学する者

(2) 将来、薬剤師として市立病院に勤務する意志を有する者

2 管理者は、前項の要件を備える者のうちから、規則で定めるところにより選考して、毎年度予算の範囲内において修学資金を貸与する者を決定するものとする。

(返還の免除)

第3条 管理者は、次に掲げる場合は、修学資金の全部の返還を免除するものとする。

(1) 修学資金の貸与を受けた者が、卒業した日から1年を経過する日までに薬剤師の免許を取得し、直ちに市立病院に薬剤師として採用され、引き続き規則で定める期間（疾病、負傷その他やむを得ない事由により業務に従事

できなかった期間を除く。) 薬剤師の業務に従事した場合

- (2) 修学資金の貸与を受けた者が、前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために業務を継続することができなくなった場合

2 疾病、負傷その他規則で定める事由により薬剤師の業務に従事できなかった期間がある場合の前項の期間の計算方法については、規則で定める。

3 管理者は、次に掲げる場合は、修学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 修学資金の貸与を受けた者が、死亡又は心身の著しい障害により、修学資金を返還することができなくなった場合

- (2) 前号に定めるもののほか、管理者が特別の事由があると認める場合

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第 3 1 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく 健全化判断比率の算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率について、杵築市監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (1 3 . 2 4)	— (1 8 . 2 4)	6 . 6 (2 5 . 0)	— (3 5 0 . 0)

（備考） 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率
はない

2 括弧書き内は、同法に基づく早期健全化基準

報告第 3 2 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく 資金不足比率の算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 4 年度決算に基づく水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、山香病院事業会計及び農業集落排水事業特別会計毎の資金不足比率について、杵築市監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和４年度決算に基づく資金不足比率

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
工業用水道事業会計	—
下水道事業会計	—
山香病院事業会計	—
農業集落排水事業特別会計	—

- (備考)
- 1 各特別会計ともに資金不足比率はない
 - 2 同法に基づく経営健全化基準は、各特別会計毎に
20.0％

報告第 3 3 号

公益社団法人杵築市地域活性化センターの経営状況
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、公益社団法人杵築市地域活性化センターの令和 5 年度事業計画及び令和 4 年度決算等の状況を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

公益社団法人杵築市地域活性化センターの経営状況報告書

- 1 令和 5 年度事業計画及び予算関係書類（別冊）
- 2 令和 4 年度事業報告及び決算関係書類（別冊）

報告第 3 4 号

株式会社きっとすきの経営状況について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社きっとすきの令和 5 年度事業計画及び令和 4 年度決算等の状況を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

株式会社きつとすきの経営状況報告書

- 1 令和5年度事業計画及び予算関係書類（別冊）
- 2 令和4年度事業報告及び決算関係書類（別冊）

報告第 3 5 号

放棄した債権の報告について

杵築市債権管理条例（令和 2 年杵築市条例第 1 2 号）第 1 5 条第 1 項の規定により、市の債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により次のように報告する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

令和４年度債権放棄一覧表

債権の名称	金額（円）	件数	放棄事由
ケーブルテレビ使用料	145,529	70	第１号及び 第７号
上水道使用料	2,490	3	第３号
合 計	148,019	73	

※ ケーブルテレビ使用料件数は、２か月単位で累計

放棄事由の概要

杵築市債権管理条例第１５条第１項

第１号 消滅時効に係る時効期間の経過

第２号 相続に係る限定承認があった場合で相続人全員の相続放棄又は相続人不存在及び相続財産からの弁済見込みなし

第３号 破産免責等

第４号 強制執行後の無資力

第５号 徴収停止後の期間経過

第６号 生活保護受給者又はこれに準ずる者

第７号 失踪、所在不明者又はこれに準ずる者

報告第 36 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

専 決 処 分 書

本市が管理する市道上で発生した物損事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年7月24日

杵築市長 永 松 悟

記

市は、相手方に与えた事故による損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

- 1 損害賠償の相手方 住所 ■■■■■■■■■■■■
氏名 ■■■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■■■
- 2 事故発生年月日 令和5年6月12日
- 3 事故発生場所 杵築市山香町大字日指
市道 重永吉野渡線
- 4 事故原因・状況
相手方車両が上記の道路を走行中、突然道路が陥没し、車両左後部の車輪がはまり、ホイールとタイヤを損傷した。
- 5 示談の内容及び損害賠償の額

市の過失割合は１００％となり、市は、損害賠償金として、
相手方車両の修繕料８８，５５０円を支払う。

報告第 37 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

専 決 処 分 書

本市が管理する市道上で発生した物損事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年7月27日

杵築市長 永 松 悟

記

市は、相手方に与えた事故による損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

- 1 損害賠償の相手方 住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■■■
氏名 ■■■■■■■■
- 2 事故発生年月日 令和5年7月10日
- 3 事故発生場所 杵築市山香町大字山浦
市道 出河内線
- 4 事故原因・状況
相手方車両が上記の道路を走行中、大雨により道路上に流出した角礫を踏んだ際、両前タイヤを損傷した。
- 5 示談の内容及び損害賠償の額

市の過失割合は50%となり、市は、損害賠償金として、
相手方車両の修繕料45,020円の50%である22,510円を支払う。

